

消費生活
緊急情報

第 53 号

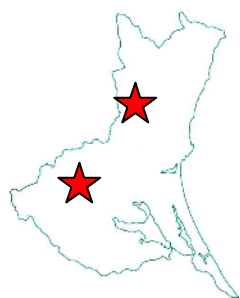
平成 25 年 5 月 20 日

「無料で日用品を差し上げますので家の中に入れて？」
高額な温熱治療器の勧誘だった！

「野菜や日用品を売る店を始めるので、あいさつに来た。」「包丁セットを差し上げたいので、玄関の中に入れてほしい」などと言葉巧みに声をかけられ、了承すると、数人の男性が日用品を玄関土間に持ち込み、さらには、近所の住民の方も連れてきて、日用品などを配り始め、最後に温熱治療器を出して全員に試用させ、高額な契約をせまられたというトラブルが発生しています。

高齢者がトラブルにあうケースが多いため、ご家族やご近所の方たちの見守りが重要です。

万一契約してしまっても、あきらめずにお近くの消費生活センターにご相談下さい。



相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話 029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)